



第9弾 福祉課

問い合わせ先 福祉課 ☎ 0968 (25) 7213

シリーズ
今年のしごと

障がいがある人へのサービス

自立支援給付事業

障害者自立支援法の福祉サービスです。訪問系、日中活動系、居住系などがあり一部を紹介すると次のとおりです。

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
- ・ 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。

- ・ 就労継続支援

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ・ 施設入所支援
- ・ 施設に入所する人に、入浴、食事の介護などを行います。

自立支援医療費給付事業

治療の後に残された機能障がいに対し、障がいを軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、次のような費用の一部を助成します。

- ・ 人工透析
- ・ ペースメーカー埋め込み術
- ・ 人工関節置換術など

補装具給付等事業

身体に障がいを持つ人が、日常生活や仕事をしやすくするために必要な用具の給付や修理を行います。

- ・ 補聴器

療育支援事業

在宅の障がいのある児童や障がいの疑いのある児童、その保護者や家族に対し、身近な地域で療育指導、相談支援などを行い、在宅の障がいのある児童の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

地域生活支援事業

障がいのある人が、安心して暮らすことができる地域社会実現のため、各種事業を実施しています。一部を紹介すると次のとおりです。

- ・ 相談支援事業
- ・ 障がいがある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供などを行います。
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 障がい児・者に対して、日常生活用具を給付または貸与します。（排泄管理支援用具、情報・意思疎通支援用具など）
- ・ 日中一時支援事業

障がい児・者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および日常介護している人の一時的な負担軽減を図ります。

福祉保護係

日赤事務、災害援助、遺族会、災害時要援護者支援計画、民生委員推薦会等庶務全般・地域福祉計画・生活保護業務などの仕事を行っています。

障がい福祉係

障がいのある人が安心して生活できるように、自立支援給付などに関する事務、各種手当てに関する事務などを行っています。

災害時要援護者支援計画とは

災害は、その発生時に住民の生命・財産に大きな脅威を与えるばかりでなく、住民に精神的苦痛を強います。復旧に際しても、住民が被る精神的・肉体的負担は大きなものとなります。

大規模災害が発生したときに一人での避難は困難な場合があります。中でも、災害に対応する能力の弱い高齢者や障がい者などにとっては、情報の入手や避難行動などが容易ではないことから、通常よりも大きな被害を受けることが想定されます。本市では災害時要援護者の避難体制整備を支援する目的で、災害時における災害時要援護者の支援対策について総合的に取りまとめた「菊池市災害時要援護者支援計画」を策定しました。現在高齢者や障がい者などの災害時要援護者を円滑に避難所へ避難誘導するための台帳作成

や避難支援体制確立への準備を進めています。

計画の対象となる災害時要援護者

- ・ 一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、要介護度3以上の人、認知症高齢者、寝たきりおよびそれに準ずる高齢者、昼間高齢者のみの世帯
 - ・ 身体障がい者（身体障害者手帳1・2級所持の人）
 - ・ 知的障がい者（療育手帳Aを所持の人）
 - ・ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持の人）
 - ・ 発達障がい者
 - ・ 妊産婦
 - ・ 乳幼児
 - ・ 難病患者など
 - ・ 一人では避難が困難な人など
- ※病院、福祉施設などの入所者については、対象者の支援体制が整っていると考えられるため基本的に対象外とします。

生活保護制度

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困っている人に対して、その困っている程度に応じて必要な保護を行います。健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助けるための制度です。（支給される保護費は、個々の世帯状況によって異なります）

地域福祉

「手をつなぎ ころつないであつたか菊池」をテーマと定めた地域福祉計画を平成20年度に策定しました。また、平成21年度には、市の計画を基に社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定しました。

少子化・高齢化が進む中、地域住民の皆さんが福祉力の向上と主体性を発揮できるよう、行政と社会福祉協議会が中心となり、地域で支え合う仕組みを築いていくために地域住民の組織づくりや見守り、サロンなどの小地域ネットワーク活動を勧められています。

菊池地域においては、現在行われている11の地区社会福祉協議会が中心と

なり、見守り活動や78のサロン活動などが行われ、より細かい取り組みが検討されています。七城、旭志、泗水の各地域では、平成21年度から行政区単位にモデル地区を指定し、福祉座談会の開催やサロン立ち上げ、見守り活動や支え合い活動を支援しています。平成21年度はモデル地区として七城地域については台、宮園、旭志地域については岩本、大迫、九の峰、泗水地域については永、富出分、平成22年度は七城地域については五海、清水、旭志地域については伊萩、妻越、川辺、泗水地域については糠泉、村吉の各行政区が指定を受け、それぞれの活動に取り組んでいます。

地域支えあい

少子化・高齢化が進む中、行政や福祉施設などの公的サービスだけでなく、地域の支えあい(共助)を進め、安心安全な地域づくりを目指します。



支えあい活動(例示)

- 支えあいの気持ちをより深める住民交流活動**
 - ・ 近くでも意外に会わないことが多い
 - ・ 顔合わせで「元気しとったか」
- 一人暮らし高齢者などの見守り活動**
 - ・ 雨戸の開け閉めの様子で安否確認
 - ・ 回覧板の手渡しや一声運動
- 認知症や介護予防の取り組み**
 - ・ いざという時に役立つ
 - ・ 若いうちからの予防が大事
- 公民館などでの楽しい集まり(サロンなど)**
 - ・ おしゃべりが楽しみ
 - ・ 地区の年中行事もサロンの役割
 - ・ 障がいのある人も参加しやすい工夫
- ちょっとした生活支援(近所ボランティアなど)**
 - ・ ゴミ出しの手伝い
 - ・ 電球の交換
- 子どもの見守り、ちょっとした預かりなど**
 - ・ 散歩のついでに登下校の見守り
 - ・ 先輩ママのアドバイス